石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務に係る

企画提案募集要領

石川県議会にペーパーレス会議システムを導入するに当たり、業務受注者を

選定するために行う公募型企画提案の実施については、この要領に定めるとお

りとする。

１　目的

この企画提案競技では、 石川県議会において、ペーパーレス化推進を目的としたクラウド型ファイル管理システムの導入等を実施するに当たり、高度な専門的知識やノウハウに基づく優れた提案を募集するものである 。

２　業務名

石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務（以下「本業務」という。）

３　業務概要

石川県議会ペーパーレス会議システムサービス仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

４　予算額

1,325,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は当該業務の予算額であり、この範囲内で石川県財務規則第119

条の規定により予定価格を定める 。

　　※上記予算額を超える提案総額を提示した参加者は失格とする。

５　契約期間

契約締結日から令和７年３月31日（月）まで

６　参加資格

参加者は、次の要件を全て満たすものとする 。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当

しない者であること。

1. 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第４号まで及び第６号に該当しない者であること 。
2. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立を

した者又は再生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること 。

1. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立を

した者又は更生手続き開始の申立をされた者に該当しない者であること 。

1. 参加申込書の提出期限の翌日から契約の日までの期間に、石川県から指

　　名停止の措置を受けている者でないこと。

（６）石川県が賦課徴収する全ての税について、未納がないこと。

（７）仕様書に記載する実施体制等の要求事項を全て具備していること。具備し

ていない要求事項がある場合は、その代替案を示せること。

（８）他の都道府県又は政令指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第

252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）若しくは市町村の議会にお

いて、元請として、ペーパーレス会議システムを導入し運用を開始した実績

を有する者であること。

７　質問の受付及び回答

本企画提案に関して質問がある場合は、以下により質問票を受け付ける。

（１）受付期間

令和６年５月16日（木）午後５時（必着）まで

（２）提出方法

ア　「質問票」【様式第1号】を「17　担当窓口・提出先」宛てに電子メールで提出するとともに、送信した旨を電話で連絡すること。

イ　提出の際の件名は「【質問票】石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務」とすること。

ウ　受付期間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は一切受け付けない。ただし、企画提案の手続など事務手続に関する質問はこの限りではない。

（３）回答方法

質問を行った法人名等を伏せた上で、令和６年５月21日（火）午後５時までに、随時、本実施要領を掲載した石川県議会（以下「県議会」という。）のホームページに掲載する。

８　参加申込手続き

1. 提出書類

参加を希望する者は、次の様式に必要な書類等を添付して提出期限まで

に提出すること。

ア　企画提案参加申込書【様式第2号】

イ　提案者概要【様式第3号】

※併せて会社概要パンフレット等を添付すること。

ウ　業務実績調書【様式第4号】

※企画提案に参加しようとする者が直接受注した実績であること。

※受注実績が確認できる書類を添付すること。

エ　会社定款又は寄付行為並びに登記事項証明書（提案日前３か月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類

オ　直近１期分の貸借対照表及び損益計算書（要旨でも可）

カ　提案するシステムのパンフレット等（既存のものがなければ不要）

キ　企画提案参加に関する誓約書【様式第5号】

（２）提出先

「17 担当窓口・提出先」宛てに持参又は郵送（書留に限る。）により提出すること。

※ 持参の場合は、平日の午前９時から午後５時の間に受け付ける。

※ 郵送の場合は、郵送した旨の電話連絡を「17　担当窓口・提出先」宛てに必ず行うこと。

（３）提出期限

令和６年５月16日（木）午後５時（必着）

９　企画提案書等の提出

企画提案の参加者は、以下により、企画提案書等を作成し、持参又は郵送（書

留に限る。）により提出すること。

（１）提出書類

ア　企画提案書

イ　石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務企画提案評価項目

一覧表

※別添「石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務に係る企画提

案書作成要領」に基づき作成すること。

（２）提出先

「17　担当窓口・提出先」宛てに持参又は郵送（書留に限る。）により提

出すること。

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間に受け付ける。

※郵送の場合は、郵送した旨の電話連絡を「17　担当窓口・提出先」宛て

に必ず行うこと。

（３）提出期限

令和６年５月23日（木）午後５時（必着）

（４）提出部数等

ア　提出書類の紙媒体：各10部（正本1部、副本9部）

* 正本は、提出書類をまとめてファイルに綴じ、ファイルには、表題（「石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務企画提案書等」）、会社名、所在地、代表者名、担当者名、連絡先を記載すること。

※ 副本はファイルに綴じる必要はないが、１部ずつクリップ等で留める

こと。

イ　提出書類の電子ファイル：1部

※電子媒体（CD-R、DVD-R等に格納）で提出する場合は、電子ファイル

（Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excelに限

る。）を格納すること。

　　　　※電子メールにて送付する場合は、「17　担当窓口・提出先」記載のメ

ールアドレス宛てに提出すること。

（５）留意事項

ア　提出できる提案は、1参加者につき1件までとする。

イ　提案書に記載する日付は作成日とすること。

ウ　企画提案書等の提出後は、修正、差し替え等は認めない。ただし、必要

に応じ、追加資料の提出などの補正を求めることがある。これに応じない

参加者は失格とする。

エ　仕様書を十分理解し、本県の要求を確実に実現でき、かつ、その履行が

担保できる提案内容とすること。

オ　仕様書に記載している事項以外に、この業務の目的を達成するための

有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。ただし、いくつかの

方式を挙げた場合には、全て参加者が実現を約束したものとする。

カ　企画提案書等は一切返却しない。なお、提出された書類は、この企画提

案競技の審査目的以外には使用しない。

キ　企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は、参加者の負担と

する。

10　選定方法

本業務における契約先候補者については、プレゼンテーションの審査を経

て選定する。

（１）実施予定日時及び場所

令和６年６月上旬に石川県議会庁舎での実施を予定している。

詳細については、後日通知する。

（２）実施順序

ア　プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の受付順とする。

イ　企画提案書等の提出が１者のみであった場合でも、審査は実施する。

（３）実施方法

ア　プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明を行うこと。

イ　プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。

ウ　プレゼンテーションの時間は30分以内、質疑の時間は10分程度を予

定している。

エ　プレゼンテーションに参加しない者については、契約先候補者には選定しないものとする。

オ　プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトマネージャー又はプロ

ジェクト構成員として従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を

行うこと。なお、会場に入室できる人数は3名以内とし、入室した者が分

担して説明、質疑に対する回答を行うなど、従事予定者個々の力量を発揮

したプレゼンテーションに努めること。

カ　説明に使用できるモニター等の機材は県が用意するが、その他必要な

ものがあれば受注者が用意すること。

キ　プレゼンテーションは非公開とする。

ク　審査の結果は、プレゼンテーションの参加者全員に対して、6月中旬に

電子メールで通知する予定である。なお、審査内容及び採点、選定結果に

係る質問や異議は一切認めない。

（４）失格

　　　次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

・審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

・他の参加者と企画提案書等の内容等について相談を行うこと。

・実施要領又は仕様書に適合しない書類を作成すること。

・提出書類に虚偽の記載を行うこと。

・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11　契約先候補者の選定基準

本事業における契約先候補者の選定基準については、別添「石川県議会ペー

パーレス会議システムサービス企画提案評価基準書」及び「石川県議会ペーパ

ーレス会議システムサービス企画提案評価項目一覧表」を参照すること。

12　選定後の手続き（契約の締結）

選定された契約先候補者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協

議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の

上、随意契約による業務委託契約を締結する。

13　契約保証金について

（１）「12　選定後の手続き（契約の締結）」により県と合意に達した契約先候補

者は、石川県財務規則第134条第１項の規定により契約締結の日までに契

約保証金 (契約金額の100分の10以上)を納めること。

1. 上記にかかわらず、石川県財務規則第136条に該当するときは契約保証

金の全部又は一部を免除する。

14 その他留意事項

（１）この企画提案競技に関して要した費用は、全て参加者の負担とする。

（２）県が提供した資料等については、第三者に漏らしたり、この企画提案及び

契約以外の目的で使用したりすることは禁止する。

（３）企画提案書の業務の実施体制に記載した予定担当者は、原則として変更

　　できない。なお、退職、病気等でやむを得ない場合は、県の同意を得て同等

以上の者に変更することができる。

15　配布資料

（１）募集要領

（２）募集要領【様式第1号】質問票

（３）募集要領【様式第2号】参加申込書

（４）募集要領【様式第3号】会社概要

（５）募集要領【様式第4号】業務受注実績調書

（６）募集要領【様式第5号】企画提案参加に関する誓約書

（７）募集要領【様式第6号】企画提案書（鑑）

（８）募集要領【様式第7号】機能要件適合表

（９）募集要領【様式第8号】企画提案評価項目一覧表

（10）石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務企画提案書作成要領

（11）石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務企画提案評価基準書

（12）石川県議会ペーパーレス会議システムサービス仕様書

（13）石川県議会ペーパーレス会議システムサービス契約書（案）

（14）個人情報の取扱いに係る特記事項

（15）石川県情報調達共通特記仕様書（令和4年4月版）

16　選定のスケジュール

令和６年４月26日（金）　募集要領等の公開（県ホームページに掲載）

５月16日（木）午後5時まで　参加申込書及び質問書の提出期限

５月21日（火）午後５時まで　質問に対する回答（県）

５月23日（木）午後５時まで　企画提案書等の提出期限

６月上旬（予定）　プレゼンテーション（参加必須）

６月下旬（予定）　審査結果通知（県）、契約

17　担当窓口・提出先

石川県議会事務局総務課

〒920-8580石川県鞍月1-1

（電話番号）076-225-1027（直通）

（e-mail）　gikai@pref.ishikawa.lg.jp

※書類等の交付及び提出、問い合わせ等は、平日午前９時から正午まで及び

午後１時から午後５時までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。